

カナダの事業再生

—最近の日系子会社の事例を踏まえて—

宮本 聡
So Miyamoto

PROFILEはこちら ▶

はじめに

2019年3月、日本たばこ産業株式会社(以下「JT」といいます。)のカナダ子会社が、カナダのケベック州の裁判所での集団訴訟(いわゆる「クラスアクション」)において約1480億円の賠償を命じられ、それを理由として「日本の会社更生手続にあたる企業債権者調整法を適用するようオンタリオ州上位裁判所に申請」¹との報道を目にしました²。

この報道をきっかけとしてカナダの事業再生手続がどのようなものか関心を持たれた方もいると思いますが、カナダの事業再生について日本語で解説した文献はほとんどありません。そこで、本稿では、カナダの事業再生手続について、その概要をご説明いたします。

1 カナダの倒産法制の概要

(1) 倒産法の位置づけ・取り扱う裁判所

カナダは10州及び3準州から構成される連邦制国家です。カナダの憲法上、倒産法は連邦法として位置付けられています(憲法91条21号)が、倒産法上の紛争に関しては、連邦裁判所ではなく各州に設置された上級裁判所に管轄があるとされます(前述のJT子会社も連邦裁判所ではなく、「州上位裁判所」に適用申請を行っています。)。そのため、裁判官の裁量権の行使等について、各州で違いがあるとされます。この点で、(州ではなく)連邦破産裁判所が倒産事件を管轄するアメリカの倒産法制とは異なっています。なお、大都市であり多くの企業が存在するオンタリオ州及びケベック州の上級裁判所では、倒産事件を専門的に取り扱う裁判官が事件処理にあたります。

1: 2019年3月10日23:03日本経済新聞(電子版)。ほかに2019年3月9日13:14朝日新聞(電子版)など。

2: JTは、子会社の申請した手続について「Companies' Creditors Arrangement Act(CCAA: 企業債権者調整法)は、カナダで設立された、または事業を行っている企業が、著しく事業運営に困難をきたすような財政状態に至った場合に、カナダ国内において申請し得るものです。同法は、対象企業が事業を継続しつつ、ビジネスを再構築していくことを目的としたものです。」と説明しています。

https://www.jti.co.jp/investors/library/press_releases/2019/pdf/20190309_J01.pdf

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

(2) 企業の法的倒産処理

カナダでの企業の法的倒産処理は、主に、①破産及び支払不能法(Bankruptcy and Insolvency Act(以下「BIA」といいます。))と②Companies' Creditors Arrangement Act(以下「CCAA」といいます。))の2種類です。

BIAは個人及び企業の破産・再生手続全般を取り扱っているのに対し、CCAAは大企業の事業再生手続を取り扱っています。以下では、紙面の制約もあり、より読者の関心の高いと思われる、CCAAについてご説明いたします。

2 CCAAについて

(1) CCAAの概要・特色とは?

基本的な流れは、裁判所の選任する監督委員(Monitor)の監督のもと、債務者が、経営権を維持したまま事業を継続しながら再生計画案(Plan of Arrangement)を作成し、計画案について債権者・裁判所の承認を得て、債務者の事業再生を目指すものです。

CCAAの特徴として、条文が63条までしかなく、裁判所の裁量が大い点が挙げられ、債務者は、裁判所及び監督委員の監督のもと柔軟かつタイムリーに再生計画案を策定可能であり、裁判所は、企業の救済を目的に広く裁量権を行使しているといわれています。もっとも、その裏返しとして、裁判所の裁量の大きさゆえ、手続の予測可能性が十分に担保されていないともいわれます。

(2) 手続の開始に必要なものは？裁判所の命令は？

CCAAは大企業向けの事業再生手続であり、500万ドル以上の負債額を有する会社のみが利用できます(3条1項)。CCAAの手続は、債務者が申立書を州の上級裁判所に提出することにより開始します(10条1項)。裁判所は、債務者の申立てにつき審問を行い、開始決定と併せて、債務者の財産に対する強制執行の手続等の停止命令(11.02条)を出すのが通常です。これは、日本の倒産手続の場合の弁済禁止の保全処分や開始決定に伴う倒産債権の弁済禁止、と同じ位置づけになると思われます。

停止命令は、原則、30日を超えない期間とされますが、裁判所の許可により、期間の延長が可能であり、延長についての期間制限はありません。多くのケースでは、6か月から8か月ほどの延長が認められ、大規模案件では2年程度の延長が認められることもあります。

(3) 現経営陣は続投？退任？

前述のとおりCCAAでは、経営陣が続投して事業再建を図るのが原則です。現経営陣に問題がある場合、裁判所が再生担当官(Court Restructuring Officer)を選任したり、監督委員に計画案の策定権限を与えることもあります。このような事例は例外的とされます。この点で、CCAAは、日本の民事再生や米国のChapter 11に似たDIP型(原則、経営陣が続投して事業再建を図る手続)の手続といえます。実際、JT子会社の事例でも現経営陣が続投しています。

(4) 監督委員の役割は？

監督委員には、会計士になることが多いとされます。JT子会社のケースでも大手会計事務所が監督委員に選任されています。

監督委員は、債務者の資金繰りを監督する役割、裁判所への報告書や意見書を作成する役割、債権者に対して情報提供する役割等を担っています。こうした監督委員の役割は日本の民事再生での監督委員に似ているといえます。

(5) 手続の対象となる債権者は？

CCAAでは、債務者は手続の対象となる債権者を選択できるとされ、CCAAの柔軟性の現れといえます。実際、JT子会社の事例では、通常の商取引債権者は対象債権者から除外されています(ただし、消費取引債権者は裁判所から従前と同様に債務者と取引を行うよう命じられています。)

これに対し、日本の法的倒産手続では、債務者が、債務整理の対象となる債権者を選ぶことはできませんが、少額弁済に関する裁判所の許可を得て事業継続に必要な取引先等への弁済がなされる事例があることはご存知のとおりです。

(6) 担保権の実行は可能？

CCAAでは、債務者が担保権者を対象債権者に含めた場合には、担保権を取り込んで手続が進められる場合があります。これに対し、日本の民事再生手続では、担保権は手続に取り込まれないので、担保権者は担保権を実行できます。

(7) 計画案の承認手続は？

債務者は、強制執行等が停止される期間(2(2)参照)に、監督委員の協力を得ながら、再生計画案を策定し、計画案について、債権者及び裁判所の承認を得ることになります。

債権者の承認には、①債権者集会に出席し投票した債権者の過半数の賛成、及び②総債権額の3分の2以上の賛成の双方が必要となります。また、債権者が権利の属性に応じて複数のクラスに分類される場合は、クラスごとに承認を得る必要があります(6条)。裁判所の審査は、債権者の承認を得た計画案が、法定の要件を満たしているか、計画案が公平かつ合理的であるか等を審査するものであり、裁判所の承認が得られた計画案は当事者を拘束することになります。

日本の民事再生では、①投票した債権者の過半数の賛成及び②総債権額の2分の1以上の賛成が要件ですので、CCAAは、②の点で、民事再生に比べてハードルが若干高いといえます。

3 まとめ

以上のとおり、カナダのCCAAはDIP型の手続という点で、民事再生やChapter 11に似た手続といえますが、条文が少なく裁判所の裁量が大きいという特色があります。そのため、実際に、債権者等としてCCAAに関与することになった場合には、裁判所の運用をよく知っている弁護士に相談する必要が出てくると考えられます。

本稿は2018年10月の「中国倒産実務－中国子会社と破産手続の活用等－」に続き、当職の2回目の海外倒産手続に関する記事となります。また、海外倒産関連で、田中宏岳弁護士の「米国倒産法あれこれ」①から③もあります。

今後も、他のメンバーあるいは当職が海外倒産手続に関する記事の執筆を検討しています。もし「ぜひこの国の倒産法制を知りたい」といったご希望、「この国の記事は良かった」といった感想などありましたら、今後の参考にさせていただきま

すので、メール等でご連絡いただけますと幸いです。